

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第27条 省略 (加入者負担共済掛金の納期限)</p> <p>第28条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までに、市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 水稻 8月31日 (2) 麦1類(秋期には種する小麦) 1月31日 (3) 麦2類(秋期には種する二条大麦) 1月31日 (4) 麦3類(秋期には種する六条大麦) 1月31日 (5) 麦4類(秋期には種する裸麦) 1月31日 (6) 麦5類(秋期には種する麦のうち1類から4類までに属するもの以外の麦) 1月31日</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第27条 省略 (加入者負担共済掛金の納期限)</p> <p>第28条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までに、市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 水稻 8月31日 (2) 麦1類(秋期には種する小麦) 1月31日 (3) 麦2類(秋期には種する二条大麦) 1月31日 (4) 麦3類(秋期には種する六条大麦) 1月31日 (5) 麦4類(秋期には種する裸麦) 1月31日 (6) 麦5類(秋期には種する麦のうち1類から4類までに属するもの以外の麦) 1月31日</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市は、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、同項各号に掲げる期日を30日間延長することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>